

論 説

信託帳簿等の閲覧謄写請求の拒否をめぐる 解釈論的諸問題

水 島 治

目次

- 1 問題の所在
 - 1.1 新旧信託法における閲覧謄写請求の拒否事由
 - 1.2 本稿の目的と構成
- 2 新信託法の他の制度における拒否事由との関係
 - 2.1 報告請求権との関係
 - 2.2 氏名等開示請求権との関係
- 3 閲覧謄写請求の一般的拒否事由
 - 3.1 新信託法38条2項の基本的構造
 - 3.2 受益権の評価と閲覧謄写請求の拒否
- 4 特殊な拒否事由：特に新信託法38条2項4号について
 - 4.1 主観的要件の要否
 - 4.2 実質的競争関係の対象：「信託に係る業務」の概念
 - 4.3 実質的競争関係の概念
 - 4.4 信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業に従事するもの
- 5 受益者の同意と閲覧謄写請求の拒否
 - 5.1 基本的構造
 - 5.2 必要的開示情報の範囲
 - 5.3 同意とその効果
- 6 結びにかえて

1 問題の所在

1.1 新旧信託法における閲覧謄写請求の拒否事由

1.1.1 旧信託法における閲覧謄写請求の拒否とその問題点

(一) 旧信託法において、受益者には信託帳簿等についての閲覧謄写請

求権(以下、単に「受益者の閲覧謄写請求権」という。)が付与されていたが(旧信託法40条)、受託者が受益者の閲覧謄写請求を拒否できる旨の明文の規定は置かれていなかった。このため、旧信託法40条を形式的に解釈すると、受託者は閲覧謄写請求を拒否することはできないということになる。もっとも、旧信託法の学説においても、受託者が受益者の閲覧謄写請求を一切拒否できないと解する見解は見当たらず、むしろ正当の理由がある場合には受託者がこれを拒否することができるものと解する見解が多い¹⁾。

(二) 上記のような見解は、受益者による閲覧謄写請求権の行使が権利濫用に該当する場合には、受託者が権利濫用という一般条項に基づいて当該請求を拒否することができるという理論構成を基礎とするものであるが、閲覧謄写請求権の行使が権利濫用となるか否かの判断基準については必ずしも明確ではない。この点、近時の信託法の学説を見ると、集団信託の場合には、平成17年改正前商法293条ノ7を類推適用して、受託者が請求者(受益者)について同条の拒否事由のいずれかに該当することを証明すれば、権利濫用を理由に閲覧謄写請求を拒否し得るものと解する見解もある²⁾。しかしながら、旧信託法40条と平成17年改正前商法293条ノ7とは、基本的な条文構造も異なるため、後者の類推適用という理論構成は旧信託法40条の解釈としては難しいようにも思われる。

また、一般条項に基づく閲覧謄写請求の拒否を認める場合、受益者の閲覧謄写請求権の行使が権利濫用に該当することの証明責任は受託者側が負担するため、証明責任の負担が必然的に重くなることは否めない³⁾。とりわけ、閲覧謄写請求の制約の問題は、受益者による受託者のモニタリング手段として基本的かつ重要な権利であって可及的に保護されなければならないという要請と、他方において、他の受益者の利益を害したり、(受益者が多数のいわゆる集団信託において典型的に想定される)受託者における守秘義務の遵守や営業秘密の秘匿の利益と衝突することとなるおそれを回避すべき必要性も無視することができないという要請との間で微妙な調

整を要する問題であるから、恣意的な解釈運用に流れかねない権利濫用という一般条項に委ねるのは相当ではないといえる⁴⁾。

1.1.2 新信託法における閲覧謄写請求の拒否事由の規律

（一）旧信託法における受託者の閲覧謄写請求の拒否をめぐる問題を考慮して、新信託法は明文の規定をもって拒否事由を個別具体的に列挙することにより基準の明確化を図っている（新信託法38条2項⁵⁾）。もっとも、受益者の閲覧謄写請求権の請求対象は、信託帳簿（新信託法37条1項，信託計算規則4条1項），信託事務処理書類（新信託法37条5項），財産状況開示書類（新信託法37条2項，信託計算規則4条3項）の3つであるが（新信託法38条1項，6項⁶⁾），このうち拒否事由が規定されているのは，前二者についてだけである。法務省民事局参事官室による『信託法改正要綱試案⁷⁾』（以下、「要綱試案」という。）や立法担当官の解説によると，こうした拒否事由の規律についての差異は，財産状況開示書類が信託事務処理の詳細を明らかにするものではないから，受益者の閲覧謄写請求権の行使が権利濫用に当たるような場合を除けば，受託者が閲覧謄写請求を拒否できるような事由は通常存しないことを反映したものであると説明されている⁸⁾。

（二）要綱試案や立法担当官の解説においても指摘されているように，新信託法38条2項が規定する拒否事由は，会社法が規定する株主の会計帳簿等についての閲覧謄写請求権（以下，単に「株主の閲覧謄写請求権」という。）における拒否事由の規定（会社法433条2項）を参考としており⁹⁾，実際，両者の文言や条文の体裁もほぼ同様のものとなっている¹⁰⁾。

しかしながら，新信託法は，受益者の閲覧謄写請求の拒否事由について会社法にはない独自の規律を2つ設けている。

第1の規律は，一定の場合に拒否事由それ自体の適用を排除する余地を認めている点である。受益者が2人以上ある信託においてすべての受益者

から閲覧謄写請求があった場合、または受益者が1人である信託において当該受益者から閲覧謄写請求があった場合、受託者は新信託法38条2項1号・2号の拒否事由以外の拒否事由に基づき閲覧謄写請求を拒否することはできない(新信託法38条3項)。こうした規律は、新信託法38条2項3号から6号の拒否事由が閲覧謄写請求権を行使する受益者以外にその利益を保護すべき受益者が存在することを前提としたものであり¹¹⁾、請求者である受益者以外に受益者が存在しない場合には、受託者が同号に基づいて閲覧謄写請求を拒否することに合理性はないことを理由としている¹²⁾。このため、こうした規律は、見方をかえると、新信託法における閲覧謄写請求の拒否事由が集団信託を想定した制度として位置付けられているものとして評価することができる¹³⁾。

第2の規律は、受益者の同意により拒否事由の範囲を拡大する余地を認めている点である。新信託法上、信託行為において、信託帳簿および信託事務処理書類の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報、および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報以外の情報について、受益者が同意をしたときは閲覧謄写請求をすることができない旨の定めがある場合には、当該同意をした受益者およびその承継人は、当該同意を撤回することができず(新信託法38条4項)、受託者は、当該受益者からの閲覧謄写請求について、およびに掲げる情報に該当する部分を除き、これを拒否することができる(新信託法38条5項)。立法担当官の解説によると、こうした規律は受託者の拒否事由についての微妙な利害調整の必要を敷衍したものであるとされる¹⁴⁾。

1.2 本稿の目的と構成

1.2.1 本稿の目的

新信託法38条2項が会社法433条2項の影響を強く受けて制定されているという事実は、前者の解釈・適用において後者のそれを考慮することの

理論的正当性を基礎付けるものとして位置付けることができる。

もっとも、受益者の閲覧謄写請求権と株主のそれとの間には、請求権の性格付けをはじめとしていくつかの基本的な差異が存在しており¹⁵⁾、そうした差異は両者の閲覧謄写請求権の行使の場面だけではなく、その拒否事由の解釈・適用の場面にも必然的に影響を及ぼすこととなる。したがって、受益者の閲覧謄写請求の拒否事由が株主のそれを参考として制定されているとはいっても、それをもって後者の解釈・適用が前者のそれに妥当することを担保しているというわけではない。

本稿の目的は、受益者の閲覧謄写請求権と株主のそれとの間における基本的な差異を意識しながら、前者の拒否事由についての解釈論的問題を検討することを通じて、その問題点を探ることにある。

1.2.2 本稿の構成

本稿の構成は、以下の通りである。

まず、2においては、受益者の他の情報請求権についての拒否事由を概観することによって、受益者の閲覧謄写請求の拒否事由の位置付けを検討する。信託という法律関係において、受益者が受託者を実効的にモニタリングするためには、受益者が信託財産の状況や受託者による信託事務処理等に関係する情報を取得することが不可欠である。このため、新信託法は受益者に対して閲覧謄写請求権に加えて、報告請求権（新信託法36条）および受益者の氏名の開示請求権（新信託法39条）を付与している。これら3つの権利に係る拒否事由を分析することによって、閲覧謄写請求の拒否事由の性質とその位置付けを明確にする。

3においては、閲覧謄写請求の拒否事由の中でも一般的な拒否事由として位置付けられる新信託法38条2項1号・2号の拒否事由について検討する。この節においては、請求理由の基礎となる事実それ自体が存在しない場合と拒否事由の関係および受益権取得請求権の行使等の際に受益権の経

済的価値を評価する必要が生じた場合における閲覧謄写請求とその拒否事由の関係について検討する。

4においては、新信託法が規定する具体的な閲覧謄写請求の拒否事由について、特に請求者である受益者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものである場合を拒否事由とする新信託法38条2項4号を中心に検討する。この拒否事由を解釈する場合、受託者の当該信託に係る業務、受益者の事業、実質的競争という3つの要素が問題となるが、それぞれについて解釈論の問題を検討した上で、具体的な事例を通じてその適用関係を概観する。

5においては、新信託法38条4項・5項の規定する受益者の同意と閲覧謄写請求の拒否をめぐる解釈論の問題について検討する。この点は受益者の閲覧謄写請求権に固有の拒否事由であり、新信託法独自の解釈論の問題が生じるところである。

最後に、6において、新信託法における閲覧謄写請求の拒否事由が有する課題について指摘して結びにかえる。

2 新信託法の他の制度における拒否事由との関係

2.1 報告請求権との関係

2.1.1 報告請求権の基本的構造

旧信託法上、受益者の報告請求権は閲覧謄写請求権と同一の条文により規定されており(旧信託法40条)、閲覧謄写請求権について拒否事由が規定されていなかったのと同様、報告請求権についても拒否事由が規定されていなかった。しかし、新信託法の制定により、受益者の閲覧謄写請求権と報告請求権とは別個の条文により規定されることとなり(新信託法36条)、拒否事由は前者についてのみ規定されることとなった。こうした新信託法における規律からは、大きく2つの帰結を導き出すことができる。

まず第1の帰結は、受益者が報告請求権を行使した場合に新信託法38条2項の拒否事由に該当する事実があったとしても、受託者は当該事実に基づき受益者の報告請求を拒否することはできないということである。これは、新信託法36条が、新信託法38条2項のような拒否事由の規定を設けていないことの当然の帰結である。ただし、受託者は当該事実がある場合に受益者の権利行使が権利濫用であることを証明して、権利濫用の一般条項に基づいてこれを拒否する余地は認められると解される¹⁶⁾。

第2の帰結は、拒否事由の規定のない報告請求権の請求対象は、閲覧謄写請求権の請求対象よりも限定的に解されるべきであるということである。新信託法36条の文言上、報告請求権の請求対象と閲覧謄写請求権の請求対象とが必ずしも明確に峻別されているとはいえないため、受益者が報告請求権の行使として閲覧謄写請求権の請求対象となる帳簿書類の開示を請求することができるかという点が解釈論上問題となる¹⁷⁾。しかし、報告請求権と閲覧謄写請求権との間における拒否事由の差異に着目するならば、受益者が報告請求権の行使として閲覧謄写請求権の請求対象となる帳簿書類の開示まで請求できるとすると、新信託法38条2項の趣旨が事実上没却されることになる。したがって、両者の拒否事由の相違からすると、受益者は報告請求権の行使として閲覧謄写請求権の請求対象となる帳簿書類の開示までは請求することができないものと解される¹⁸⁾。

2.1.2 報告請求権の拒否事由

新信託法においては、報告請求権について拒否事由が規定されていないものの、報告請求権の拒否事由として信託法38条2項の規定する拒否事由を信託行為において定めることを直接に禁止しているわけではない。このため、こうした信託行為の定め法的効力をどのように考えるかという点が解釈論上問題となる。

まず新信託法は、信託行為の定めにより受託者の報告請求権の行使を制

限することを禁止しているから(新信託法92条7号)、「受託者は報告請求権を行使できない。」といった信託行為の定めが無効であることについては特段の異論はないものと思われる。しかし、新信託法92条柱書きの文言上、同条が禁止しているのは、あくまでも受益者による権利の行使に対する制限であるから、報告請求権について拒否事由を信託行為において定めたとしても、それが受益者の権利の行使を直接に制限しているわけではない以上、当然に新信託法92条に違反するものとはいえないことになる¹⁹⁾。

また、新信託法92条のような強い効力を有する規定は、法的安定性の観点からに基づいて例示列举ではなく、限定列举であると解するべきであり、また同条の解釈は厳格に行われるべきである。このため、新信託法92条の類推適用に基づいて当該信託行為の定めを無効とすることは解釈上難しいものと考えられる。

そして、新信託法が信託当事者の私的自治の尊重を基本的な考え方としていることからすれば²⁰⁾、信託事務処理の効率性等に支障が生じる可能性のある報告請求権の行使を事前に防止するといった観点から信託行為において拒否事由を定めたとしても、そうした行為は信託当事者の私的自治の範囲内のものと見るべきであろう²¹⁾。したがって、信託行為の定めにより新信託法38条2項に列举されている拒否事由を報告請求の拒否事由として定めることも、それが実質的に受託者の報告請求権を排除するようなものでない限り²²⁾、有効であるものと解される。

2.2 氏名等開示請求権との関係

(一) 旧信託法においては、受益者の人数によらず、ある受益者が受託者に対して他の受益者の氏名等の開示を請求する権利は付与されていない。これに対して、新信託法においては、受益者が2人以上ある信託の場合に受益者は受託者に対して他の受益者の氏名等(新信託法39条1項1号・2号)の開示を請求する権利(以下、「氏名等開示請求権」という。)が、付

与されている（新信託法39条）。立法担当官の解説によると、受益者の氏名等開示請求権の趣旨は、受益者が2人以上ある信託の場合において受益者間に必ずしも人的関係等があるとは限らないことに配慮して、受益者間において連絡を取り合う場合の手段を法的に確保したものであると説明されている²³⁾。

（二）受益者の氏名等開示請求権は、新信託法上、閲覧謄写請求権の場合とほぼ同様の拒否事由が規定されているが（新信託法39条2項）、両者の趣旨はかなり異なる。つまり、閲覧謄写請求の拒否事由の場合には、請求対象の性質上、受益者の濫用的行使により受託者や請求者以外の受益者が損害を被る（あるいはその可能性がある）ことから、その防止のために拒否事由が規定されている。これに対して、氏名等開示請求権の拒否事由の場合には、当該請求権の請求対象に受託者の信託事務処理等の情報が含まれていない以上、受託者の保護の要請は相対的に低下することになり、むしろ他の受託者の保護の要請が相対的に重視されることになる。つまり、氏名等開示請求権の場合には、受益者の中に氏名等を他の受益者に知られたくないと考える場合があること、委託者の中にも、受益者として指定した者に対して他の受益者が有する受益権の内容を知らせたくないとする者が有り得ること、信託の中には、受託者が受益者の個人情報をもそも把握できない信託²⁴⁾や個人情報を逐一管理できない信託²⁵⁾が有り得ること、受益者間の連絡関係が必ずしも想定されない信託においては、個人情報の開示の要請がその保護の要請を常に上回るとまではいえないこと、といった要素が拒否事由を基礎付けることになる²⁶⁾。

（三）こうした閲覧謄写請求と氏名等開示請求との間における拒否事由の趣旨の差異は、両者の規律にも反映している。

閲覧謄写請求の拒否事由の場合、新信託法38条3項から5項が適用される場合を除くと、拒否事由の排除や拡張は認められない。これに対して、氏名等開示請求の拒否事由の場合、信託行為に別段の定めがあるときは、当該定めが適用されるため（新信託法39条3項）、氏名等開示請求の拒否

事由についての規定は任意規定ということになる²⁷⁾。したがって、氏名等開示請求の拒否事由の場合、信託行為の定めにより受益者に氏名等開示請求権それ自体を付与しないことが許容されるだけでなく、新信託法39条2項列举の拒否事由以外の事由を拒否事由としての追加することや(拒否事由の拡大)、新信託法39条2項1号のような一般条項的な拒否事由の適用を排除すること(拒否事由の縮小)も許容される。

3 閲覧謄写請求の一般的拒否事由

3.1 新信託法38条2項の基本的構造

3.1.1 新信託法38条2項と信託行為

(一)新信託法38条2項は1号から6号まで拒否事由を列举しているが、当該列举が制限列举か例示列举かという点が解釈論上問題となる。

この点、受益者の閲覧謄写請求権が受託者に対するモニタリング手段として位置付けられていることを前提とすると、拒否事由を例示列举と解する場合、受託者が閲覧謄写請求を拒否できる範囲が拡大することになり、結果として受益者のモニタリング機能が低下する可能性がある。また、新信託法38条2項の趣旨が権利濫用のような一般条項に基づく閲覧謄写請求の拒否という理論構成の有する不明確性の解消にあるとすれば、同項各号を例示列举と解すると、そうした趣旨が没却される可能性がある。したがって、新信託法38条2項各号は制限列举であるものと解される。

(二)株主の閲覧謄写請求の拒否事由を規定した会社法433条2項についても、多数説は制限列举であると解している²⁸⁾。もっとも、会社法の学説においては、会社法433条2項各号が制限列举であることを理由として、定款によっても同項各号に定める拒否事由以外の事由を拒否事由として定めることはできないと解する見解がある²⁹⁾。このため、新信託法38条2項各号が制限列举であると解した場合、信託行為において同項各号の拒否事

由以外の事由を拒否事由として定めることができるのかという点が解釈上問題となる。

この点、新信託法は新信託法38条4項において拒否事由を拡張できる場合を特に規定していることを前提とすると、同項が適用される場合を除き、信託行為の定めにより拒否事由を拡大することは許されないと解するほかない。また、このように解しないと、閲覧謄写請求の拒否の判断を受託者の裁量に事実上委ねるような信託行為めが出現する可能性もあり、受益者の閲覧謄写請求権の行使が不当に害されることにもなりかねない。

しかしながら、新信託法38条2項各号の拒否事由の中には一般的・抽象的な内容のものも含まれているから、信託当事者が当該拒否事由を敷衍するべく信託行為において拒否事由の具体的な内容を定めることについては、拒否事由をめぐる紛争防止の観点から見て一定の意味があると思われる。このように考えると、信託行為において新信託法38条2項各号の拒否事由以外の事由を拒否事由として定めることは原則として許されないとしても、同項各号の拒否事由を敷衍ないし明確化する趣旨で信託行為において一定の事由を拒否事由として定めることは例外的に許容される余地もあるものと解される³⁰⁾。

3.1.2 新信託法38条2項の機能

会社法433条2項についての解釈との対比からすると、新信託法38条2項の規定する拒否事由は、1号に規定された「(請求者)がその権利の確保又は行使に関する調査」のためにのみ閲覧謄写請求権の行使が認められ、かつ3号に規定された「請求者が信託事務処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的」の閲覧謄写請求権の行使であれば認めないというのが制度の基本であり、それ以外の拒否事由は1号および3号の規定する拒否事由を敷衍したものであると考えられる³¹⁾。

新信託法38条2項の規定する拒否事由がこうした構造を有していると解

すると、ここから以下の2つの点を指摘することができる。

第1の点は、旧信託法との関係である。先述したように、旧信託法の学説においても、受託者が権利濫用の一般条項に基づき閲覧謄写請求を拒否することができるかと解されていたが、新信託法38条2項1号・3号は、こうした従来の学説を明文化したのものとして評価することができる。このことに新信託法38条2項2号および4号から6号に規定される拒否事由が同項1号・3号を敷衍したものであるとの理解を併せ考慮すると、前者は旧信託法の解釈上問題とされていた権利濫用の具体的内容を立法的に明確化したものとして位置付けることができる。したがって、受益者の閲覧謄写請求権の行使が新信託法38条2項2号および4号から6号に規定される拒否事由のいずれかに該当する場合、受託者は当該拒否事由により閲覧謄写請求を拒否することができるだけでなく、新信託法38条2項1号・3号の規定する拒否事由を根拠としてこれを拒否することもできるものと解される³²⁾。

第2の点は、受託者の証明責任との関係である。受益者の閲覧謄写請求権の行使が新信託法38条2項各号の規定する拒否事由に該当することについての証明責任は、新信託法が特段の規定を置いてない以上、受託者がこれを負うものと解される³³⁾。しかしながら、受託者が新信託法38条2項1号・3号に基づいて閲覧謄写請求を拒否しようとする場合、受託者は請求者である受益者の主観的要素についての証明に迫られることになる。他方、新信託法38条2項2号および4号から6号の規定する拒否事由の場合には客観的事実をもって拒否事由としているため、受託者は閲覧謄写請求の拒否に際して当該客観的事実の存在を証明すれば足りることになる。このため、新信託法38条2項2号および4号から6号の規定する拒否事由は、同項1号・3号に基づく閲覧謄写請求の拒否の場合に受託者が負担する証明責任を事実上軽減する機能を果たしている³⁴⁾。

3.1.3 請求理由の基礎となる事実の不存在と閲覧謄写請求の拒否

受益者が閲覧謄写請求権を行使する場合、請求理由を明らかにしなくてはならないが（新信託法38条1項柱書き）、当該請求理由は具体的なものでなくてはならないものの、それを裏付ける客観的事実についての証明までは必要とはされていない³⁵⁾。このため、請求理由において示された根拠事実それ自体がそもそも存在していないといった場合も生じ得る³⁶⁾。そこで、請求理由に示された根拠事実が存在しないことを受託者側が証明した場合、受託者はどのような理論構成により閲覧謄写請求を拒否することができるかという点が解釈論上問題となる。

この点、株主の閲覧謄写請求権についての学説を見ると、請求理由として明示された事実がまったくの事実無根であることを被請求会社が証明した場合には、当該閲覧謄写請求権は株主の権利の確保または行使についての調査以外の目的あるいは会社の利益を害する目的のものであることが強く推認されるとして、会社法433条2項の規定する拒否事由に該当するものと解する見解がある³⁷⁾。この考え方を受益者の閲覧謄写請求権の場合にも適用すると、請求理由において示された根拠事実が事実無根であることを受託者が証明した場合には、受託者は新信託法38条1項または3号に基づき当該請求を拒否することができるということになる。しかしながら、新信託法38条1項または3号に基づく拒否として理論構成する場合、受託者は受益者の主観的要素についての証明を要求されるため、受託者がその証明に失敗した場合には不当拒否の責任を受益者から追及されるリスクを負う³⁸⁾。

したがって、閲覧謄写請求の請求理由において示された根拠事実が事実無根であることを受託者が証明した場合、受託者は新信託法38条の規定する拒否事由に該当することを理由として閲覧謄写請求を拒否することができるのと解するよりも、むしろ受益者が請求理由それ自体を示していないこと（つまり、閲覧謄写請求権の行使要件を満たしていないこと）を理由として閲覧謄写請求を拒否することができるのと解するべきであろう。

3.2 受益権の評価と閲覧謄写請求の拒否

3.2.1 受益権取得請求権の基本的構造

(一) 信託の目的の変更, 受益権の譲渡の制限, 受託者の義務の全部または一部の減免, 受益債権の内容の変更³⁹⁾その他信託行為において定めた事項に係る信託の変更(以下, これらをまとめて「重要な信託の変更」という。)が行われる場合, これにより損害を受けるおそれのある受益者は, 受託者に対して自己の有する受益権を公正な価格で取得することを請求することができる(新信託法103条1項。以下, この権利を「受益権取得請求権」という。)。また, 信託の併合または分割が行われる場合には, 受益者は, これらにより損害を受けるおそれがなくとも, 受託者に対して受益権取得請求権を行使することができる(新信託法103条2項)。

(二) 旧信託法上, 信託の変更には, 原則として, 委託者, 受託者およびすべての受益者の合意が必要であると解されており⁴⁰⁾, 信託の併合および分割については, そもそも規定それ自体が存在していなかった。これに対して, 新信託法では, 受益者が2人以上ある信託における受益者の意思決定を原則としてすべての受益者の一致によるものとしつつも(新信託法105条1項本文), 信託行為に別段の定めがある場合には, 例外的に受益者の多数決原理に委ねることができるものとしている(新信託法105条1項但書)⁴¹⁾。立法担当官の解説によると, こうした旧信託法と新信託法とにおける制度の変更の理由としては, 旧信託法の制定時には, 主として受益者が1人の信託が想定されていたが, 実務上, 1つの信託行為により複数の者が受益者として指定される場合が少なくないことに鑑みて, 受益者の意思決定の機動性を図る観点から合理的に規律を整備したものと説明されている⁴²⁾。ただ, こうした多数決原理が重要な信託の変更についての意思決定にも拡張される場合, 受益者の中には変更後の信託行為の内容がみずからの意思に反するものであっても, 多数決によって変更された信託行為の定めに従わざるを得ないといった状況が生じる。もちろん, このような

場合、受益者は保有する受益権を他者に譲渡することにより信託から離脱することもできるが、受益権の譲受人が必ず出現する保障はなく、また仮に出現したとしても受益権の譲渡価格が著しく低下する可能性もある⁴³⁾。

このため、信託の重要な変更を加えられる受益者の観点からすると、受益権取得請求権は保有する受益権について合理的な対価を取得しつつ信託から離脱する手段を受益者に保障した制度として⁴⁴⁾、信託の重要な変更を加える側からすれば、多数決原理により少数受益者を排除することを法的に正当化する手段としてそれぞれ位置付けることができる⁴⁵⁾。

3.2.2 受益権の評価と閲覧謄写請求

（一）受益者が受益権取得請求権を行使する場合、受益権の価格は第1次的には受託者と受益者との間の協議により決定される（新信託法104条1項）。このため、受益者としては保有する受益権の経済的価値と評価することが必要となる。また、受益権の評価という問題は、受益権の相続により遺産分割や相続税の納税予定額の算定が必要となる場面においても生じる可能性がある。

しかしながら、受益権の評価が必要な場合であっても、受託者は当該評価に必要な信託財産の価値等に係る情報を当然に有しているわけではない。このため、受益者としては、受益権の評価に必要な情報を何らかの手段により取得する必要が生じる。ここに、受益者が受益権の評価に必要な情報を閲覧謄写請求を通じて取得しようとするインセンティブが生じることになる。もっとも、閲覧謄写請求権の性質からすると、当該請求を通じて信託事務処理等に係る情報が流出する可能性もある以上、受託者としては当該請求を拒否するインセンティブも同時に生じることになり、ここで受託者が受益権の評価を目的とする閲覧謄写請求を拒否することができるかという点が解釈論上問題となる。

（二）この点、株主の閲覧謄写請求権についての学説を見ると、大きく

2つに分かれる⁴⁶⁾。第1の見解としては、閲覧謄写請求権の共益権性や被請求会社側の営業秘密の流出防止に係る利益を強調して、株式評価を目的とした閲覧謄写請求に否定的な見解(つまり、被請求会社による拒否を認める見解)⁴⁷⁾がある。第2の見解としては、買取請求権が少数派株主への圧迫を原因として行使される場合が多いことや買取請求権と議決権の行使とが密接な関係があることを重視して、株式評価を目的とした閲覧謄写請求の行使に肯定的な見解(つまり、被請求会社による拒否を認めない見解)⁴⁸⁾があり、これが今日の多数説と思われる。

判例はというと、創業者の保有する発行済株式総数の約40%を相続した3名の株主が相続により取得した当該株式等の時価を適正に算定することを目的とした閲覧謄写請求権の行使の是非が争われた最判平成16年7月1日民集58巻5号1214頁において、「株式の譲渡につき定款で制限を設けている株式会社又は有限会社において、その有する株式又は持分を他に譲渡しようとする株主又は社員が、上記の手續に適切に対処するため、上記株式等の適正な価格を算定する目的でした会計帳簿等の閲覧謄写請求は、特段の事情が存しない限り、株主等の権利の確保又は行使に関して調査をするために行われたものであって、第1号所定の拒絶事由に該当しない」と判示されており、被請求会社による閲覧謄写請求の拒否が否定されている。

(三)株主の閲覧謄写請求権をめぐる議論を踏まえながら、受益者の閲覧謄写請求権の場合について以下検討する。

まず新信託法の学説上、受益権取得請求権の趣旨が少数受益者の保護にあること⁴⁹⁾に鑑みて、受託者が受益権の評価を目的とする閲覧謄写請求を拒否できると解することは妥当ではないとして、上記最高裁判平成16年判決と同様の処理を示唆する見解もある⁵⁰⁾。先述したように、受益権取得請求権の趣旨が少数受益者の保護にある以上、受益者が取得価格の評価に必要な情報を閲覧謄写請求を通じて取得する必要があるとの見解には一定の合理性があり、またこの見解は株主の閲覧謄写請求権の場合との整合性も維持しやすい。しかしながら、受益者の閲覧謄写請求権の特性を考慮した場

合、株主の閲覧謄写請求権の議論を拡張して、受託者による閲覧謄写請求の拒否を認めないと解した場合には、いくつかの問題が生じる可能性がある。

第1の問題としては、受益者による閲覧謄写請求権の濫用的行使の問題が顕在化しやすいという点が挙げられる。新信託法上、受益者の閲覧謄写請求権は単独受益者権として規定されているから、受託者が受益権の評価を目的とする閲覧謄写請求を拒否することができないとすると、株主の閲覧謄写請求権の場合以上に受益者による閲覧謄写請求権の濫用的行使の弊害が顕在化しやすい。とりわけ、小口の受益者が多数存在する集団信託の場合、受益権全体に占める比率は低いが人数的には多い零細な受益者が受益権の評価を目的として閲覧謄写請求権を行使すると受託者の信託事務処理に係るコスト負担の増大は不可避となる。ここで、受益権の譲渡を前提としない閲覧謄写請求の場合には、請求者である受益者も受託者の負担するコストを信託利益の減少を通じて最終的に引き受ける関係が一応成立することになるため、濫用的行使にも一定の歯止めがかかる。しかしながら、受益権の評価を目的とした閲覧謄写請求の場合には、請求者である受益者はコストを実質的に負担しないままに信託を離脱するため、受託者のコスト負担の増加は最終的に信託に残る受益者（つまり、閲覧謄写請求権を行使しない受益者）に転嫁される現象が生じることになる。このため、受益権の評価を目的とする閲覧謄写請求権は請求者である受益者が他の受益者にフリーライドする現象が生じやすいといえる。

第2の問題は、旧信託法および新信託法の学説が一貫して受益者の閲覧謄写請求権を株主の閲覧謄写請求権以上に受託者に対するモニタリング手段としての性質を強調していることとの整合性との関係である。受益者の閲覧謄写請求権も株主のそれもモニタリング手段として位置付けられる点に異論はないが、受益者の閲覧謄写請求権が単独受益者権とされていることからすると、受益者の閲覧謄写請求権は株主の閲覧謄写請求権よりも強いモニタリング手段として位置付けられることになる。このことは、見方

をかえると、受益者の閲覧謄写請求権が株主のそれよりも相対的に強い共益権的性格を帯びることを意味している。このため、こうした両者の性格の差異に着目すると、新信託法38条2項1号の規定する「当該請求を行う者……の権利」の解釈についても受益者によるモニタリングに係る権利として限定的に捉える方が整合的といえる。

以上のようなことからすると、受託者が受益権の評価を目的とした閲覧謄写請求を拒否することができないと解するのは必ずしも妥当ではなく、むしろ受益者が当該閲覧謄写請求を拒否することができることを原則とする方が妥当であると解される⁵¹⁾。

(四) もっとも、このように解したとしても、新信託法が設計可能な信託の範囲が大幅に拡大していることからすると、受託者が受益権の評価を目的とする閲覧謄写請求を拒否できない例外的な場合を完全に排除することは難しい。そこで、いくつかそうした可能性のある場合を考えると、本稿では3つの場合を挙げる事ができる。

第1の場合としては、信託行為において受益権の評価を目的とする閲覧謄写請求権を受益者に付与する(あるいは、受託者において当該請求を拒否できない)旨の定めが存在する場合がある。先述したように、信託行為の定めにより新信託法38条2項各号の拒否事由以外の事由を拒否事由を追加することは原則として許されないが、信託行為の定めにより拒否事由の範囲を縮小することは、受益者の利益を害するものではない以上、原則として許容されるものと考えられる。そして、当該信託行為の定めが有効であることを前提とすると、信託行為の定めにより受益権の評価を目的とする閲覧謄写請求権を受益者に認めた場合、受託者は当該請求を拒否することはできなくなる。

なお、この場合、当該信託行為の定めは、受益者に閲覧謄写請求権の行使を許容するというだけでなく、当該閲覧謄写請求権の行使要件や行使期間等についても新信託法とは別異の定めを置くことができるものと解するべきであろう⁵²⁾。なぜなら、先述したように、受益権の評価を目的とす

る閲覧謄写請求が受益者による濫用的行使の可能性が相対的に高いものである以上、受託者としてもそれに対する事前の対応を準備することが不可欠といえ、また受益者が受益権の評価を目的とする閲覧謄写請求権を行使することができないという本稿の立場を前提とすると、信託行為の定めにより行使要件等が厳格化されたとしても（本来、認められない閲覧謄写請求権を付与されているという点まで考慮すると）受益者の不利益はそれほど大きくはないといえるからである。

第2の場合としては、受益権の評価自体が著しく困難である場合がある。一般に、受益権の価値は信託財産の価値に実質的に依存することが多く、その意味において受益権の評価において信託財産それ自体の評価は不可欠なものといえる。もっとも、類似の内容を有する信託（ないし受益権）が他に存在している場合や受益権それ自体に一定の流動性がある場合、受益者はたとえ信託財産それ自体の評価をすることができないとしても、類似信託（ないし受益権）との比較や財産状況開示書類といった入手可能な情報を通じて保有する受益権の経済的価値を概算的にはあっても一応評価することができ、また本稿の立場からすると、受益者はそうした評価で満足するほかない。しかしながら、設計可能な信託の範囲が拡大された新信託法においては、受益者は自己の保有する受益権の評価を目的として信託財産それ自体の評価をすることが不回避となる場合も生じ得るように思われる。

例えば、知的財産権信託や事業信託のような場合、信託財産の個性が相対的に強いことから、受益権の価値に対する影響も相対的に大きくなる傾向がある。このため、保有する受益権の評価に際して、受益者が信託財産それ自体の価値に係る情報を取得する必要があるものと思われる。また、信託行為の定めにより受益権に譲渡制限（新信託法93条2項）が課されているといった場合についても、受益者は保有する受益権を他に転売することが一般に困難となる以上、当該受益権の価値は信託利益の源泉である信託財産それ自体の価値に事実上強く依存せざるを得ない。したがって、こ

うした場合において、受託者が閲覧謄写請求を容易に拒否することができるとすると、受益者は自己の保有する受益権の価値を事実上ほとんど把握しないままに取得価格の交渉等を行わなくてはならなくなる。このため、そうした事態を新信託法において回避するためには、受託者が閲覧謄写請求を拒否することのできる範囲を例外的に制限的に解さざるを得ないものと考えられる⁵³⁾。

4 特殊な拒否事由：特に新信託法38条2項4号について

4.1 主観的要件の要否

(一) 新信託法38条2項4号は、請求者である受益者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであることを拒否事由としている。

立法担当官の解説において、新信託法38条2項4号の趣旨については必ずしも明確に説明されているわけではない。しかしながら、会社法433条2項との対比からすると、受益者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営みまたはこれに従事する場合には、受益者が閲覧謄写請求を通じて取得した受託者のノウハウ等に係る情報を自己の事業に利用することにより、受託者が損害を受けることを防止することにあると解されているため、これとほぼ同様の趣旨であるものと解することができる⁵⁴⁾。

(二) 新信託法38条2項4号は、その文言上、受託者が閲覧謄写請求を拒否することができる要件として、受益者側に現実に損害が発生していることを要求していない。このため、受託者が閲覧謄写請求を拒否するためには、受託者が損害を受ける抽象的危険が存在していれば足りるということになる。新信託法38条2項4号をこのように解すると、受託者が閲覧謄写請求を拒否するためには、受益者が閲覧謄写請求により取得した情報を自己の事業に利用しようとする主観的意図を証明する必要があるかという点が解釈論上問題となる。この点、株主の閲覧謄写請求権の場合には主観

的意図を要求しない見解⁵⁵⁾，要求する見解⁵⁶⁾，被請求者側は客觀的事実の存在を証明すれば足りるが，請求者側において競業関係に利用するものではないことを証明すれば閲覧謄写請求権を行使することができるとする見解⁵⁷⁾がある⁵⁸⁾。判例はというと，主觀的意図を要求しないとするものが存在する⁵⁹⁾。

（三）株主の閲覧謄写請求における議論を参考としながら，受益者の閲覧謄写請求の場合を検討する。まず，新信託法38条2項は，その文言上，受益者の主觀的意図は特に問題としてないことから，受益者の主觀的意図を要求する条文上の根拠に欠け，このことは証明責任の配分を変化させる見解についても妥当する。また，先述したように，新信託法38条2項4号の機能が同項1号・3号の規定する拒否事由の証明責任を軽減することにあるという点を前提とすると，受益者に対して新信託法38条2項4号の規定する事実以外の証明責任まで負担させたのでは，その趣旨との整合性を維持することが難しくなる。したがって，受託者は受益者の主觀的意図を証明することまでは要求されていないものと解される。

4.2 実質的競争関係の対象：「信託に係る業務」の概念

（一）受託者が新信託法38条2項4号に基づき閲覧謄写請求を拒否する場合において受益者の主觀的意図の証明が要求されないと解すると，閲覧謄写請求の拒否は受託者の信託に係る業務と受益者の事業との実質的競争関係の存否のみに依存することになる。このため，まず実質的競争関係の対象となる受託者の信託に係る業務の概念と受益者の事業の概念との関係が解釈論上問題となる。

受託者の「信託に係る業務」という概念を考える場合，まず新信託法の規定する「信託の目的の達成のために必要な行為」（新信託法2条5項，同26条本文），「信託事務処理」（例えば，新信託法28条，同29条，同38条2項3号），「信託に係る業務」（新信託法38条2項4号）という類似した

文言との相互関係を明確しておく必要がある。この点、立法担当官の解説によると、「信託の目的の達成のために必要な行為」とは、「信託財産の管理又は処分に限らず、信託行為で設定された信託の目的を達成するために必要な行為であれば、どのような行為であっても含む」と説明している⁶⁰⁾。さらに、立法担当官の解説においては、「信託の目的の達成のために必要な行為」と「信託事務処理」との関係について、「新法においては『信託事務』の『処理』という文言を用いることとしているのは、受託者は、信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有するとともに(第26条)、かかる権限を行使すべき義務を負うところ、旧法第4条の文言(信託財産ノ管理又ハ処分)では、受託者が信託財産の管理または処分をする義務しか負わないようにも解されかねず、妥当ではないと考えられるからである」と説明している⁶¹⁾。このことからすると、「信託事務処理」という概念は、「信託の目的の達成のために必要な行為」という概念を敷衍したものとして捉えることができるから、両者は実質的に同一の性質を有する概念であると解される。

次に、「信託事務処理」という概念と「信託に係る業務」という概念との相互関係を検討する。この点、立法担当官の解説においては必ずしも明確に説明されていないが、新信託法は「信託に係る業務」という文言を新信託法38条2項4号およびこれと文言上同一の新信託法39条2項4号においてのみ用いており、それ以外の規定については「信託事務処理」という文言を用いている。したがって、新信託法は、両者の文言を一応使い分けているともいえる。そして、業務という概念は、利益を伴うか否かを問わず、社会生活上、反復継続して行われる事務を意味することが多いことからすると、信託に係る「業務」というのは、信託事務処理(信託の目的の達成のために必要な行為)の中でも特に反復継続して行われる性質を有するものを示す概念として捉える余地がある。

(二)このように「業務」の概念を捉えたとすると、次に「信託に係る」という文言がどのような意義なのかという点が解釈論上問題となり、

この点の検討については新信託業法の規定が参考となる。

新信託業法は、信託の引受けを行う営業のことを信託業と定義して（新信託業法2条1項）、信託会社は、信託業のほか、信託契約代理業、信託受益権売買等業務および財産の管理業務（以下、これらの業務を併せて「直接業務」という。）を営むことができると規定している（新信託業法21条1項）。他方、新信託業法は、信託会社が、直接業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けて、その信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがない業務であって、当該信託業務に関連する業務（以下、この業務を「関連業務」という。）を営むことを認めている（新信託業法21条2項）。こうした直接業務と関連業務という考え方は、新信託業法の適用を受けない信託にも拡張することができるといえ、新信託法38条2項4号の規定する「信託に係る」業務は直接業務と関連業務とを併せた概念として捉えることができるように思われる。

4.3 実質的競争関係の概念

4.3.1 実質的競争関係の存在時期

新信託法は、信託に係る業務と受益者の事業との間における「実質的競争関係」がどのような状態を意味しているのかという点について必ずしも明確ではない。しかしながら、競争という概念が（競争が行われる場所である）市場の存在を前提とするものであることからすれば、実質的競争関係という概念は受益者の市場と受託者の市場との間における競合状態を意味する概念として捉えることができる。また、株主の閲覧謄写請求権の議論においても、学説は実質的競争関係を市場の競合の概念とパラレルに解する傾向にある⁶²⁾。

このように実質的競争関係の概念を捉えることを前提とすると、受託者が新信託法38条2項4号に基づき閲覧謄写請求を拒否することができるためには、受託者の信託に係る業務が属する市場と受益者の事業が属する市

場とが競合していることを証明する必要があるということになる。このため、受託者が信託に係る業務を既に開始していたとしても、受益者が未だそうした事業を開始していない場合には、原則として両者の間において実質的競争関係が成立しているとはいえず、受託者は新信託法38条2項4号に基づいて閲覧謄写請求を拒否することはできないものと解される。

ただし、受益者が実際に事業を開始してなくとも、近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い場合には、例外的に受託者は新信託法38条2項4号に基づいて閲覧謄写請求を拒否することができるものと解される⁶³⁾。なぜなら、新信託法38条2項4号は受託者に現実の損害が生じることを要求していない以上、損害が生じることの抽象的危険がある場合にも適用される余地があるものと解され、近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い受益者からの閲覧謄写請求も受託者に被害を生じさせるおそれがある点において、現に競争関係にある受益者からの閲覧謄写請求と変わりがないといえるからである⁶⁴⁾。

4.3.2 競争関係の実質性

(一) 受益者の市場と受託者の市場とが完全に競合している場合、受益者の事業と受託者の信託に係る業務との間において実質的競争関係が成立することについては特段の問題はないと思われる。しかし、受益者の市場と受託者の市場とが完全に一致する状況が生じることは現実には必ずしも多いとはいえず、ほとんどの場合には両者の市場が部分的に競合している状態に過ぎないように思われる。このため、受益者の市場と受託者の市場とが部分的に競合している場合、どの程度の競合をもって実質的競争関係が成立しているといえるかという点が解釈論上問題となる。

この点、新信託法38条2項4号の趣旨が受託者が被る損害の抽象的危険の防止にあることを前提とすると、市場の全部あるいは主要部分が競合する場合はもちろん、主要部分が競合していない場合であっても、市場がわ

ずかでも競合していれば受託者に抽象的危険が生じる以上、実質的競争関係の成立に必要な市場の競合の程度は相対的に小さなもので足りることになる。しかしながら、このように実質的競争関係の成立に必要な市場の競合の程度を小さくしていくと、それにつれて受託者が新信託法38条2項4号に基づいて閲覧謄写請求を拒否する範囲が拡大することになるこのため、結果的に受益者の閲覧謄写請求を通じたモニタリングの実効性が低下する可能性がある。このように考えると、受益者のモニタリングの実効性という側面からすれば、新信託法38条2項4号が適用されるために必要な市場の競合の程度は、市場の主要部分が競合しているといった程度にまで限定的に解する方向に向かうことにならう⁶⁵⁾。

しかしながら、新信託法38条2項4号の解釈論として見た場合、同号の文言が市場の競合の程度を問題としていない以上、受益者の市場と受託者の市場とが部分的に競合しているに過ぎない場合であっても、実質的競争関係の成立を認めざるを得ないと考えられる。そして、その例外を考えると、それは解釈論という形で一般的に処理するというよりも、むしろ問題となる信託の内容や性質あるいは当該事案における抽象的危険の評価といった形で対処するほかないと考えられる⁶⁶⁾。

（二）そこで、以下では、2つの例を用いて具体的に実質的競争関係の存否の判断を検討することとしたい。

まず、第1の例として、受託者がXである指定金銭信託が存在して、当該指定金銭信託の受益者がYである場合における実質的競争関係の成否を考える。今、上説の状況にYが不動産信託の受託者であり、かつXとYがともに信託の引き受けを業としているとの仮定を追加すると⁶⁷⁾、この場合においては、XとYとの間において信託の引受けという市場が競合している。このため、新信託法38条2項4号を形式的に適用すると、XとYとの間において実質的競争関係が成立していることになる。しかし、上記の場合、Xが受託者となっている指定金銭信託とYが受託者となっている不動産信託は、信託財産や信託事務処理の内容等が基本的に異なっており、X

が不動産信託に関係する情報を閲覧謄写請求を通じて取得したとしても、それによってYが損害を被る抽象的危険が生じているとは当然にはいえない。このため、市場の競合を基礎として実質的競争関係を判断するとはいっても、上記のような形式的な判断をする場合には、受託者が閲覧謄写請求を拒否することができる範囲が不必要に拡大すると同時に、ある信託の受益者が他の信託の受託者となることが事実上困難となる可能性がある。したがって、実質的競争関係の判断の基礎となる市場の競合は、単に信託(あるいは信託の引き受け)という市場が一般的・抽象的に競合しているだけでは足りず、信託財産や信託事務処理の内容等をも加味しながら判断する必要がある。

第2の例としては、受託者がXである不動産信託が存在して、当該不動産信託の受益者がYである場合における実質的競争関係の成否を考える。今、上説の状況にYは他の信託の受託者の地位にはないが、Y自身で不動産事業を営んでいるとの仮定を追加すると⁶⁸⁾、XとYとの間において信託の引受けという市場は競合していない。しかし、Xが受託者となっている信託が不動産信託であることからすると、受託者Xの信託事務処理には不動産の管理・処分行為等が含まれるから、XとYの間では信託の関連業務における市場が競合する可能性がある。したがって、この場合、Xの信託関連業務に係る市場とYの不動産事業に係る市場とが競合する可能性があり、Yに対する閲覧謄写請求を通じて取得した情報を利用してYに損害を与える抽象的危険が生じると評価することができるから、Yは新信託法38条2項4号に基づきXの閲覧謄写請求を拒否することができる余地があると考えられる⁶⁹⁾。

4.4 信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業に従事するもの

新信託法38条2項4号は、受益者がみずから受託者の信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営む場合だけでなく、受益者みずからは

当該事業を営まず、それに従事しているに過ぎない場合についても閲覧謄写請求の拒否事由としている。新信託法38条2項4号の規定する「従事する」の内容については、立法担当官の解説においても必ずしも明確に説明されていない。しかし、株主の閲覧謄写請求の場合との対比からすると、受託者と実質的競争関係にある事業を営む者の取締役、従業員、履行補助者のほか、株主のように特段の指揮命令関係にない者が受益者（請求者）となっている場合も含まれるものと推測される⁷⁰⁾。

もっとも、受益者の閲覧謄写請求権が受託者に対するモニタリング手段として位置付けられていることからすると、受益者（請求者）自身と受託者との間において直接的な実質的競争関係が形成されている場合にはともかく、受益者（請求者）自身と受託者との間に間接的な実質的競争関係が形成されているに過ぎない場合に受託者が閲覧謄写請求を拒否することができる範囲を広く認めることには慎重であるべきであろう⁷¹⁾。したがって、新信託法38条2項4号の規定する「従事する」という概念や同号に基づく拒否事由の範囲の明確化という観点からすれば、少なくとも立法論的には「従事する」者の範囲を具体的に列挙するといった工夫が必要であったようにも思われる⁷²⁾。

5 受益者の同意と閲覧謄写請求の拒否

5.1 基本的構造

信託行為において、信託帳簿および信託事務処理書類の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報、および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報の2つ以外の情報について、受益者が同意をしたときは閲覧謄写請求をすることができないの定めがある場合には、当該同意をした受益者およびその承継人は、当該同意を撤回することができず（新信託法38条4項）、受託者は、当該受益者からの閲覧謄写請求について、および に掲げる情報（以下、「**必要的開示情報**」

という。)に該当する部分を除き、これを拒否することができる(新信託法38条5項)。

こうした規定は、株主の閲覧謄写請求権の場合には規定されておらず、受益者の閲覧謄写請求権に特有のものである⁷³⁾。立法担当官の解説によると、新信託法38条4項・5項の趣旨は、閲覧謄写請求の拒否事由について微妙な利害調整の必要性を敷衍したものと説明されており⁷⁴⁾、信託によっては、信託財産に属する債権の債務者情報、受託者の営業上の秘密、知的財産権の信託におけるライセンス契約の内容等を秘匿するニーズがあるため、信託行為の定めに加え、個々の受益者の同意を条件として一定の情報の閲覧謄写請求を制限したものと見える⁷⁵⁾。しかし、受益者の同意を要件としているとはいっても、新信託法38条4項は受益者のモニタリング手段に対する重大な制約であることは変わりがない以上、信託行為の定めによっても必要的開示情報の範囲を制限することはできないものと解される。

5.2 必要的開示情報の範囲

5.2.1 信託帳簿および信託事務処理書類の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報

(一)新信託法は、必要的開示情報として信託帳簿および信託事務処理書類の作成に欠くことのできない情報を挙げている。

要項試案の補足説明によると、貸借対照表や損益計算書に類似する信託財産の状況についての書類を作成する基礎となった資料のうち重要なものについては、受益者の監督的機能を確保するために、常に、閲覧謄写請求における閲覧の対象とする必要があるが、重要性の低い資料(例えば、少額の事務用品の購入伝票等)や貸借対照表や損益計算書に相当する書類を作成する基礎とならない資料(例えば、専門家からの意見書や帳簿の記録材料とならなかった契約書等)については、信託行為の定めや受益者の同意があること等を要件として閲覧の対象から除外することができる旨が述

べられている⁷⁶⁾。このため、要項試案の段階においては、信託帳簿および信託事務処理書類の作成ではなく、信託状況開示資料の作成に不可欠な資料が必要的開示情報として想定されていたことが推測される。しかし、新信託法38条4項1号では、必要的開示情報の範囲は信託帳簿および信託事務処理書類の作成との関係で捉えられることになり、要項試案の段階とは若干異なる状況が生じている。こうした点についての理由は必ずしも明確ではないが、信託計算規則上、信託状況開示資料の作成は信託帳簿を基礎として行われれば足り（信託計算規則4条5項）、信託事務処理書類を基礎とすることまで要求されていないから、要項試案のように情報の重要性を捉えることを前提とした場合、信託事務処理書類およびその基礎となる情報が重要な情報には含まれない可能性が生じることが影響したのではないかと推測される⁷⁷⁾。

（二）なお、新信託法は、必要的開示情報として、信託帳簿および信託事務処理書類の作成に不可欠な情報以外に加えて「信託に関する重要な情報」を挙げている。

ここでまず、新信託法38条4項1号の文言上、当該必要的開示情報は信託帳簿および信託事務処理書類の作成との関係ではなく、「信託に関する」重要性との観点で捉えられているから、信託帳簿および信託事務処理書類との関係で不可欠とはいえない情報についても「重要な情報」として当該必要的開示情報に含まれることになる。そこで、次に情報の重要性をどのように判断するのかという点が解釈論上問題となる⁷⁸⁾。受益者の閲覧謄写請求権が受託者に対するモニタリング手段としての機能を果たしていることに着目すると、「信託に関する重要な情報」とは、受益者が信託財産の状況や受益者の信託事務処理をモニタリングする上で重要な情報といい換えることができる。このような捉え方を前提とすると、信託契約のような信託の基本書類が「信託に関する重要な情報」に含まれることには特段の異論はないように思われる⁷⁹⁾。なお、新信託法の学説の中には、知的財産権信託におけるライセンス契約の内容といった情報を「信託に関する重要

な情報」から除外し得ると解する見解がある⁸⁰⁾。しかしながら、ライセンス契約の内容いかんによっては、受託者が信託財産である知的財産権を効率的に管理・運用しておらず、当該受託者に忠実義務違反や善管注意義務違反が成立する可能性があることからすれば、当該情報は受益者のモニタリングにとって不可欠な情報となる可能性がある。したがって、知的財産権信託におけるライセンス契約の内容等の情報を「信託に関する重要な情報」から除外する余地を広く認める解釈には慎重であるべきであり、信託行為の定めより当該契約の内容がある程度明確に認識することができる場合や当該契約の内容等に依る受託者の裁量が制約されていて裁量権の濫用が生じにくいといった状況が存在することで、受益者の受託者に対するモニタリングが制限されたとしても受益者に損害が生じにくいといえるときに初めて「信託に関する重要な情報」から除外し得るものと解される。

5.2.2 当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報

新信託法は、必要性開示情報として当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を挙げているが、この「当該受益者以外の者」には受託者自身も含まれると解されている⁸¹⁾。この点、受益者に忠実義務を負う受託者がみずからの利益のために受益者の閲覧謄写請求を広汎に制限し得ることは背理であるとして、受託者が含まれることについて疑問を呈する見解もある⁸²⁾。しかしながら、受託者が受益者に対して忠実義務を負うとしても、新信託法における閲覧謄写請求の拒否事由についての規定の趣旨がそもそも受託者の保護にあることからすると、新信託法38条4項の規定する「当該受益者以外の者」に受託者が含まれることを特に制限して解する必然性はないものと考えられる。

次に、「利益を害するおそれのない」という要件については、立法担当官の解説においても必ずしもその内容が具体的に説明されておらず、その判断基準も曖昧である。ただ、当該要件の判断基準を受益者・受託者の主

観に求めるとすると、必要的開示情報の範囲が不明確となることから、当該要件の判断は問題となる情報の内容、性質および信託の内容等との関係から客観的に判断されるべきであるものと考えられる。

5.3 同意とその効果

（一）閲覧謄写請求をしない旨の同意の主体は、当初の受益者およびその承継人である。

立法担当官の解説によると、新信託法38条4項により信託行為において閲覧謄写請求権が制限され得る旨を定めた場合、当該閲覧謄写請求権は受益者の同意を条件として閲覧謄写の対象が制限される条件付権利となると説明されている⁸³⁾。その結果、受益者の同意により当該条件が成就した場合には、受益権それ自体の内容が変化することになり、同意後に当該受益権を承継した者は変更後の内容の受益権を取得するに過ぎないということになる⁸⁴⁾。

こうした同意の構成の理由としては、受益者の同意後、受益権の譲受人に係る開示対象の限定が及ばないとすると、受益権の自由譲渡性（新信託法93条1項本文）から実質的に開示対象の制限が認められていないのに等しい状況となること、受益権の譲渡においては、受託者が受益権の譲渡通知または承諾があるまでに受益権の譲受人に生じた事由をもって譲受人に対抗することができるから（新信託法95条）、開示対象の限定についても当該対抗事由に含まれると解されること、同意した受益者も重要情報については閲覧謄写請求権を行使することができるし、また一定の要件を満たす場合には裁判所に検査役の選任の申立てができるから（新信託法46条1項）、利益保護が不十分ということにはならないことといった点が指摘されている⁸⁵⁾

（二）ところで、新信託法上、受益者およびその承継人の同意の形式は特に制限されていないから、口頭による同意も法的には有効である。しか

し、当該同意は受益者の重要なモニタリング権限を制約するものである以上、権利を制約される受益者およびその承継人の任意に基づくものである必要がある⁸⁶⁾。したがって、一定期間の経過により受益者の意思に関わらず同意が擬制されるといった信託行為の定めは許されないものと解される。

ただ、同意を受益権の譲渡の条件とする旨の譲渡制限を信託行為で定めることの有効性については解釈論上問題となる。受益権の譲渡制限を定める旨の信託行為の変更を行う場合、新信託法上、受託者には受益権の取得請求権が付与されるから、受託者が当該同意を条件とする譲渡制限を許容できない場合には取得請求権を行使して信託から離脱することができる。このため、新信託法上、同意を譲渡の条件とする旨の譲渡制限も有効であると解する余地がある。しかし、受託者が受益権取得請求権を行使するためには、重要な信託の変更等の意思決定の日から20日以内に受益者に対して行われた通知(新信託法103条4項)、またはそれに代わる官報による公告(新信託法103条5項)から20日以内に受益権取得請求に係る受益権の内容を明らかにする必要がある(新信託法103条6項)。そして、受益者が上記期間内に受益権取得請求に係る受益権の内容を明らかにしなかった場合には、受益者は受益権取得請求権を行使することができなくなる。このため、結果として、受益者は信託に留まらざるを得ない。

さらに、仮に受益者が取得請求権を取得したとしても、受益者は受託者との間において受益権の取得価格の協議が必要となるから(新信託法104条1項)、受益権取得請求権の行使に係る事務負担や費用負担は、小口の受益者にとって必ずしも無視し得るものとはいえない。このため、新信託法の制度上、受益権の取得請求権の存在をもって同意を譲渡の条件とする旨の譲渡制限が当然に有効であるとまではいい難く、閲覧謄写請求が受益者のモニタリング手段として重要である点に鑑みると、同意を条件とした受益権の譲渡制限の有効性は慎重に考えるべきであろう。

6 結びにかえて

（一）以上、新信託法における閲覧謄写請求の拒否事由の概要とその解釈論的問題を検討してきた。

新信託法における閲覧謄写請求の拒否事由の明定は、旧信託法における解釈論的問題に一応の立法的解決を与えたという意味において理論的な意味合いも大きく、また実務上も好意的に評価される傾向にある⁸⁷⁾。しかしながら、本稿における検討からも分かるように、多様なスキームの設計が可能な新信託法の下における閲覧謄写請求の拒否事由は、株主の閲覧謄写請求以上に複雑な解釈論的問題を生じやすいことも否めない。そのため、新信託法において閲覧謄写請求の拒否事由が法定されたとはいっても、受託者は拒否事由が存在するか否かの判断を慎重に行うべきであり、拒否事由の存否が不明確な場合にむやみに閲覧謄写請求を拒否することには大きなリスクを伴うことに十分に考慮する必要がある⁸⁸⁾。

（二）受益者の閲覧謄写請求の拒否事由についての規定は、株主の閲覧謄写請求の拒否事由の規定を参考とされているが、こうした新信託法の立法的スタンスは他の法令でも散見されるものであり、それなりの合理性が認められるといえる。

しかしながら、新信託法の場合、受益者の閲覧謄写請求の拒否事由の規定を株主の閲覧謄写請求の拒否事由の規定から形式的・機械的に取り込んでしまったきらいがあり、両者の拒否事由が有する機能的差異や信託という特殊事情の存在が拒否事由の規定に十分反映されていないのではないかという懸念もある。実際、株主の閲覧謄写請求権の場合、請求理由、持株要件および拒否事由という3つのハードルにより濫用的行使の問題を抑制しているのに対して、受益者の閲覧謄写請求権は単独受益者権として構成されていることから持株要件に相当するハードルが事実上存在していない。このため、受益者の閲覧謄写請求の拒否事由は、株主の閲覧謄写請求の拒

否事由と比較して閲覧謄写請求の濫用的行使の抑制機能を強く期待されることになるが、こうした点が制度上十分に反映しているか(あるいは解釈論的にある程度対応できるのか)については検討の余地が少なくないように思われる。

立法論も含めた今後の課題であろう。

おわり

脚注

- 1) 小林慶吉「貸付信託・こんなとき、どうする(1)」信託70号11頁以下(1967)、四宮和夫『信託法〔新版〕』227頁の(注2)(1989)、能見善久『現代信託法』125頁(2004)。なお、判例としては、大判昭和21年10月25日判例総攬(追補)民事1巻205頁参照。
- 2) 植田淳「信託法40条の書類閲覧・説明請求権について」神戸外大論叢40巻2号81-82頁(1998)。
- 3) 仮に受託者が証明に失敗した場合には、結果的に受託者は正当な理由なく受益者の閲覧謄写請求を拒否した状態となることにより、善管注意義務違反等の責任を追及される可能性があるため、受託者側のリスクは相対的に大きなものとなる。
- 4) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』151頁(2007)。
- 5) 寺本・前掲4)・151頁。
- 6) それぞれの帳簿書類の表示事項等の詳細については、拙稿「信託帳簿等の閲覧謄写請求権の行使をめぐる解釈論的諸問題」立命317号417頁以下(2008)参照。
- 7) 別冊 NBL 編集部編『信託法改正要綱試案と解説』別冊 NBL 104号(2005)。
- 8) 要綱試案第23・3, 寺本・前掲4)・153頁の(注6)。
- 9) 要綱試案第23・3, 寺本・前掲4)・153頁の(注5)。
- 10) なお、新信託法38条2項2号に相当する拒否事由については、株主の閲覧謄写請求権の場合には拒否事由ではなく行使要件として位置付けられている。立法担当官の解説においては、この点の理由を必ずしも明確に説明していないが、株主の閲覧謄写請求権の場合には被請求者が会社である関係で営業時間を常に概念できるのに対して、受益者の閲覧謄写請求権の場合には民事信託のように受託者に営業時間を概念することが必ずしもできない信託があることに配慮して、これを権利行使の要件としてではなく拒否事由として位置付けたものと推測される。
- 11) 要綱試案第23・3, 寺本振透編集代表『解説 新信託法』85頁(2007)。
- 12) 井上聡編著『新しい信託30講』79頁(2007)。
- 13) 旧信託法における受益者の閲覧謄写請求権が必ずしも集団信託を想定してないなかった点については、四宮・前掲1)・227頁、植田・前掲2)・76頁を参照。
- 14) 寺本・前掲4)・152頁。

- 15) 両者の比較については、拙稿・前掲6)・421-424頁参照。
- 16) もっとも、新信託法38条2項の拒否事由に該当する事実の存在が受益者の権利濫用を事実上推定する機能を果たす場合も多いと考えられる。
- 17) 旧信託法では、報告請求権と閲覧謄写請求権が同一条文の別項で規定されたため、この問題がより微妙なものとなっていた。学説の状況については、弘中隆史「合同運用金銭信託における書類閲覧請求権について」信託法研究22号7頁（1998）参照
- 18) なお、行使要件との関係からの検討については、拙稿・前掲6)・439-440頁参照。
- 19) もっとも、佐藤哲治編『Q & A 信託法 信託法・信託関係政省令の解説』225頁（2007）は、新信託法92条を「信託行為の定めにより受益者の権利を制限することはできない」と述べており、ここからすると権利の行使だけではなく権利それ自体の制限も同条の適用範囲に含めている。しかし、拒否事由を定めることが権利それ自体または権利の行使の制限に含められているかは必ずしも明確ではない。
- 20) 寺本昌広「新信託法の解説（1）」NBL 850号19頁（2007）。
- 21) もちろん、報告請求権の行使が権利濫用に該当する場合、受託者が当該請求を拒否することはできるが、閲覧謄写請求の場合と同様、受託者は証明リスクを負担せざるを得ない。したがって、受託者が忠実義務違反や善管注意義務違反の責任を追及されるリスクを回避しながら、濫用的な報告請求を拒否するためにはやはり本文のような信託行為の定めが必要となる場合も有り得ると考えられる。
- 22) 例えば、拒否の判断を受託者に白紙委任するような信託行為の定め等が考えられる。
- 23) 寺本・前掲4)・154頁。
- 24) 例えば、投資信託等が挙げられる。
- 25) 例えば、無記名式受益証券（新信託法186条2号）が発行される信託等が挙げられる。
- 26) 寺本・前掲4)・154-155頁。
- 27) 寺本・前掲4)・155頁、田中和明『新信託法と信託実務』134頁（2007）。
- 28) 上柳克郎ほか編集代表『新版注釈会社法（9）』[和座一清執筆]222頁（1986）、江川孝雄「会計帳簿閲覧権と競業会社について」山院38号23頁（1997）。
- 29) 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟』671頁[福田千恵子執筆]（2006）。
- 30) 例えば、新信託法38条2項2号の規定する「不適當な時」との内容を明確にする趣旨で、具体的な時期や時間を信託行為において定める場合や同条3号の規定する「信託事務処理を妨げ」ないし「受益者の共同の利益を害する」場合を具体的に信託行為において定める場合には、当該定めも有効であるものと解される。
- 31) 中村康江「受益者の権利とその保護」道垣内弘人ほか『新しい信託法の理論と実務』金判1261号83頁（2007）。株主の閲覧謄写請求権については、福田・前掲29)・671頁、岸田雅雄「株主の会計帳簿閲覧謄写請求に関する諸問題」代わりレポート108号17頁（1994）、近藤光男「会計帳簿閲覧・謄写請求と競業会社」商事1356号2頁（1994）、高橋公忠「会計帳簿閲覧権の濫用と請求拒否事由」九州産業大学商経論集38巻4号104頁（1998）、江頭憲治郎『株式会社法』629頁（2006）参照。会社法の判例としてこの点を判示するものとして、大阪地判平成11年3月24日判時1741号150頁等がある。
- 32) 新信託法38条2項は、各拒否事由の適用関係の優劣を規定していないから、複数の拒否

事由により閲覧謄写請求権を拒否できる場合、そのいずれによるかは受託者の選択に委ねられるものと解される。

- 33) 井上編・前掲12)・78頁。株主の閲覧謄写請求権について、福田・前掲29)・671頁参照。
- 34) 株主の閲覧謄写請求権について同様の指摘をするものとして、近藤・前掲31)・6頁、高橋・前掲31)・104頁、柿崎榮治「会計帳簿閲覧請求権の機能性と権利濫用防止の諸問題〔上〕」商事1383号20頁(1995)。
- 35) 拙稿・前掲6)・451-452頁。
- 36) 例えば、受託者が信託財産を流用しているとの根拠事実に基づいて、受益者が閲覧謄写請求権を行使したが、そもそもそうした事実が存在しなかった場合等が考えられる。
- 37) 松並重雄「判批」曹時58巻9号306頁(2006)。
- 38) 実際、請求理由として明示された事実がまったくの事実無根であることを被請求会社が証明したとしても、新信託法38条1項または3号の主観的意図の推定が当然に保証されているわけではない。
- 39) 受益債権の内容の変更とは、受益債権の内容について、複数の受益者間において不均衡に変更する場合はもちろん、複数の受益者間において衡平に変更する場合も含まれる(寺本・前掲4)・286頁の(注2))。前者の例としては、受益者に対する信託利益の配当を受益者ごとに異なる割合で引き下げる場合があり、後者の例としては受益者に対する信託利益の配当を一律の割合で引き下げる場合が挙げられる。
- 40) 旧信託法下においても、多数決原理の導入が可能であるとする見解もあり(例えば、四宮・前掲1)・314頁、能見・前掲1)・185頁)、実務上も、一定の条件を満たす場合には信託の変更について委託者または受託者の合意を不要とする旨が信託行為に規定されることもあるとされる(寺本編・前掲11)・179頁)。
- 41) ただし、受益者が2人以上ある受益証券発行信託においては、信託行為に別段の定めがない限り、信託行為に受益者の意思決定は受益者集会における多数決による旨の定めがあるものと見なされるから(新信託法214条)、原則と例外が逆転している。
これは、当該信託の場合には受益権が転輾流通することにより受益者間の関係が希薄となりやすいため、受益者による意思決定が円滑に行われぬおそれが典型的に高いといえることに配慮したものである(寺本・前掲4)・295頁)。
- 42) 寺本・前掲4)・292頁、寺本編・前掲11)・183頁参照。
- 43) 例えば、受益権に譲渡制限が課される場合、仮に受益権の譲受人が出現したとしても譲渡価格は譲渡制限の付加前と比較して相当程度ディスカウントされる可能性が高い。
- 44) 寺本・前掲4)・283頁、寺本編・前掲11)・179頁。
- 45) その意味において、受益権取得請求権は株主の有する株式買取請求権(会社法116条、469条、785条、797条、806条)に類似した制度であると評価することができる。株式買取請求権の役割・機能論については、藤田友敬「新会社法における株式買取請求権制度」江頭憲治郎先生遺稿記念『企業法の理論(上巻)』261頁以下(2007)参照。
- 46) 学説の状況等については、福田・前掲29)・672-674頁、藤田祥子「帳簿閲覧権について 最高裁平成16年7月1日判決を契機として」拓殖大学経営研究75号33-36頁(2005)参照。

- 47) 松田二郎＝鈴木忠一『條解株式会社法下巻』462頁（1952）、井上健一「判批」ジュリ1239号151頁（2003）。
- 48) 江頭・前掲31）・629頁，大隅健一郎＝今井宏『会社法論中巻〔第3版〕』509頁（1992），田中誠二『三全訂会社法詳論（下巻）』917頁（1994），伊藤靖史「判批」商事1731号78頁（2005），村上裕「会計帳簿等にかかる閲覧謄写請求権について 最近の最高裁判決から」金沢48巻2号245頁（2006）。
- 49) 要綱試案補足説明第46・1。
- 50) 中村・前掲31）・83頁。なお，中村・前掲31）・85頁の（注8）は，「受益権取得請求権の価格協議のために必要と考えられる情報は38条4項1号の情報に含まれ，受益者の合意をもってしてもその閲覧請求権を放棄できないものと解するべきである」と指摘している。
- 51) もちろん，閲覧謄写請求を拒否するか否かは受託者の裁量に委ねられているから，受託者が受益権の評価を目的とする閲覧謄写請求を自発的に拒否しないという判断方法的には可能である。ただし，受託者は閲覧謄写請求を拒否するか否かの判断においても他の受益者に対して善管注意義務や忠実義務を負うから，閲覧謄写請求を拒否しないで信託事務の管理等の情報が流出して他の受益者が損害を受けた場合には，受託者の当該同意が他の受益者との関係で善管注意義務違反や忠実義務違反を構成する可能性は残ることになる。
- 52) 例えば，この場合の閲覧謄写請求については，単独受益者権ではなく，一定の受益権保有比率を有する受益者に限定する旨の信託行為の定めも有効であるものと考えられる。
- 53) もっとも，こうした場合において，受託者がすべての閲覧謄写請求を拒否できなくなるというも行き過ぎの感があることは否めない。そのため，本文のような信託を設定する場合においても，信託行為の定めにより閲覧謄写請求権の行使要件等を明確化する必要があるものと思われる。
- 54) 株主の閲覧謄写請求権の場合については，江川・前掲28）・25頁，高橋・前掲31）・105頁参照。
- 55) 田中・前掲48）・918頁，江川・前掲28）・27頁，片木晴彦「判批」判時1515号245頁（1995）。
- 56) 岸田・前掲31）・18頁，生田治郎「帳簿閲覧請求仮処分」竹下守夫＝藤田耕三編『裁判実務大系3』148頁（1985）。
- 57) 和座・前掲28）・223頁。
- 58) 学説の状況については，福田・前掲29）・677頁参照。
- 59) 東京地決平成6年3月4日判タ875号265頁，名古屋高判平成8年2月7日判タ938号221頁，東京地決平成19年6月15日金判1270号65頁，東京高決平成19年6月27日金判1270号40頁。
- 60) 佐藤編・前掲19）・131頁。
- 61) 寺本・前掲4）・112頁，寺本編・前掲11）・63頁，福田政行ほか『詳解 新信託法』195頁（2007），新井誠編『キーワードで読む信託法』94頁〔新井誠執筆〕（2007）。なお，補足説明17も参照。
- 62) 拙稿「持株会社における『実質的に競争関係にある事業』 純粹持株会社と会計帳簿閲覧謄写請求権」立命305号191-198頁（2008）参照。

- 63) 株主の閲覧謄写請求権について同様に解する判例として、前掲東京地決平成6年3月4日、前掲名古屋高決平成8年2月7日、前掲東京高決平成19年6月27日がある。
- 64) 拙稿・前掲62)・198-201頁参照。
- 65) 株主の閲覧謄写請求の拒否事由について、請求対象との関係で拒否事由を限定解釈すべきとする見解として、中東正文「会計帳簿閲覧等の拒否事由は、拒絶の自由を認めるものか？」金判1276号1頁(2007)参照。
- 66) その意味において、信託行為において受託者が新信託法38条2項4号に基づき閲覧謄写請求権を拒否できる実質的競争関係とはどのようなものかという点を(すべてではないとしても)ある程度具体的・例示的に定めることにより、受益者と受託者との間において実質的競争関係の捉え方に大きな齟齬が生じないように(あるいは、紛争発生時において実質的競争関係の判定の一応の拠り所となり得るような)工夫も必要となる場合が生じるように思われる。
- 67) ただし、簡単化のために、Xは指定金銭信託のみ、Yは不動産信託のみを引き受けしていると仮定する。
- 68) ただし、簡単化のために、Xは信託の引き受け等の業務はしていないと仮定する。
- 69) もっとも、この場合においても、XとYの間において当然に実質的競争関係が成立するというのではなく、Xの受託者としての信託事務処理の内容とYの不動産事業の内容を個別具体的に比較することにより市場の競合が判断されるべきあると考えられる。
- 70) なお、「従事する」という文言からすれば、受託者の信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営む者の履行補助者は含まれると解する余地はあるが、単に債権者や取引の相手方に過ぎない者は含まれないものと解される。
- 71) とりわけ、設計可能な信託が拡大された新信託法の下においては、信託への関与形態も多様化する可能性があるため、安易に従事性を認めると、結果的に受益者のモニタリングの実効性が低下することになる。
- 72) 例えば、平成17年改正前商法293条ノ7は、従事する主体を具体的に列挙している。
- 73) なお、当該定めは受益者の氏名等開示請求権にも規定がない。
- 74) 寺本・前掲4)・152頁。
- 75) 井上編・前掲12)・79-80頁、小野傑=深山雅也編『新しい信託法解説』210頁[坂勇一郎執筆](2007)。
- 76) 要項試案補足説明第23・4。
- 77) 信託帳簿、信託事務処理書類、信託状況開示資料の相互関係については、拙稿・前掲6)・444-445頁、446頁参照。
- 78) 特に、信託帳簿および信託事務処理書類の作成の必要性との関連から必要的開示情報が捉えられている場合には、問題となる帳簿書類の性質からある程度客観的に情報の重要性の判断ができるのに対して、信託との関係から情報の重要性の判断をする場合には、必ずしも客観的な判断が難しい場合が生じ得る可能性がある。
- 79) 坂・前掲75)・211頁。
- 80) 福田・前掲29)・252-253頁。
- 81) 田中・前掲48)・134頁。

信託帳簿等の閲覧謄写請求の拒否をめぐる解釈論的諸問題（水島）

- 82) 坂・前掲75)・211頁。
- 83) 寺本・前掲4)・153頁の(注3), 坂・前掲75)・211頁。
- 84) つまり, 立法担当官の解説に従うと, 新信託法38条4項による受益権の制限は, 同意をした受益者に属的に生じる制約ではないということになる。
- 85) 井上編・前掲12)・80頁。もっとも, については, 検査役選任の申立てに際して, 受益者が「不正の行為又は法令若しくは信託行為の定めに違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由」の証明責任を負うことから, 受益者の保護としてどこまで実効性を有しているかについては疑問も残る。
- 86) 同意が錯誤に基づく場合において, 受益者等が同意の無効を主張することができるかについては解釈論上問題となるが, 新信託法上これを特に否定していない以上, 同意を無効とする余地もあるものと解される。
- 87) 寺本編・前掲11)・86頁。
- 88) 寺本編・前掲11)・86頁。